第1号様式(別紙１）

天理市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　奈良県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、奈良県及び天理市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に天理市以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）移住支援金の申請日から１年以内に、奈良県移住・就業・起業支援事業における移住支援交付要綱第３（２）又は（３）に定める移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：

全額

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に天理市以外の市区町村に転出した場合：半額

３　天理市税の納税及び申告を必ず行います。

４　誓約事項が虚偽であった場合、天理市移住支援金の交付が不可あるいは取り消されても異議を申しません。

５　以下の事項の全てに該当します。

（１）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（２）日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。